

厚生労働省発職高第 0226001 号

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

- 1 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱
- 2 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

平成 21 年 2 月 26 日

厚生労働大臣 舛添 要一

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

一 関係会社及び特定事業主に雇用される重度身体障害者又は重度知的障害者である労働者の数の算定に当たつては、その一人をもつて二人とみなすものとすること。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

三 この政令は、平成二十一年四月一日から施行するものとすること。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 事業協同組合等の範囲

特定事業主に雇用される労働者に関する特例の対象となる事業協同組合等は、事業協同組合、水産加工業協同組合、商工組合及び商店街振興組合とすること。

第二 障害者雇用調整金等の分割支給

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構は、親事業主、関係親事業主又は特定組合等に係る事業主に対し、障害者雇用調整金又は報奨金を分割して支給することができるものとすること。ただし、分割して支給することができる事業主の数は、十以内とすること。

第三 短時間労働者等の雇用義務対象への追加

一 雇用義務等に関する規定の適用に当たつては、短時間労働者については、その一人をもつて〇・五人とみなすものとすること。

二 雇用義務等に関する規定の適用に当たつては、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者については、その一人をもつて〇・五人とみなすものとすること。

第四 障害者雇用調整金の単位調整額及び障害者雇用納付金の調整基礎額の減額

一 その雇用する労働者の数が常時二百一人以上三百人以下である事業主に係る障害者雇用調整金の単位調整額及び障害者雇用納付金の調整基礎額は、平成二十二年七月一日から平成二十七年六月三十日までの間は、それぞれ二万七千円及び四万円とすること。

二 その雇用する労働者の数が常時百一人以上二百人以下である事業主に係る障害者雇用調整金の単位調整額及び障害者雇用納付金の調整基礎額は、平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十日までの間は、それぞれ二万七千円及び四万円とすること。

第五 障害者雇用支援センターの廃止

障害者雇用支援センターに係る規定を削除すること。

第六 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第七 施行期日

この省令は、平成二十一年四月一日から施行するものとすること。ただし、第三及び第四の一に掲げる

事項については平成二十二年七月一日、第五に掲げる事項については平成二十四年四月一日並びに第四の二に掲げる事項については平成二十七年四月一日から施行するものとする」と。